

流産・死産で大切な赤ちゃんを亡くされた方々へ

しばらくのあいだ、心身ともにおつらい日々が続くと思いますが、適切な情報や必要とするサポートがあることをお知らせするためにこのリーフレットをつくりました。



I. 深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど、ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

① こころの相談（予約制）

心理士による個別相談です。継続しての利用はできませんが、医療機関ほか専門機関等の利用を迷われている場合などは一度お話してみられませんか。

【予約先】Tel/0965-33-5116(健康推進課)、0965-52-5277(鏡保健センター)



② 熊本県女性相談センター

さまざまな性の悩みや相談に専門の相談員が対応します。

【電話】096-381-4340（来所相談は電話にて事前の予約が必要です。）

③ みんなの和 熊本 熊本県で活動されている自助グループです。

同じ体験をした方と交流し、気持ちを共有することが、大きな助けになったという方もおられます。(1回 500円) 連絡先はこちらです→



II. お身体の不調を感じていたり、繰り返す流・死産、次回の妊娠に関する内容は、かかりつけの産婦人科等にご相談ください。

III. 働く女性が利用できる制度

① 産後休業

妊娠4か月以降に流産・死産した女性労働者は、身体の回復のために産後原則8週間は仕事をお休みすることができます。

② 母体健康管理措置

流産・死産後1年以内の女性労働者は(妊娠週数は問わない)、産後の健康診査等を受けるための時間の確保や、医師からの指導事項を守ることができるようにすることが義務づけられています。

IV. 社会保険関係

対象:妊娠4か月以降に流産・死産した女性労働者。詳細は勤務先にご確認ください。

① 出産育児一時金の支給(労働者の配偶者も可)

② 出産手当金の支給

③ 社会保険料(健康保険・厚生年金保険)の免除制度

V. 国民健康保険・国民年金加入者

対象:妊娠4か月以降に流産・死産した女性。【問合せ先】八代市役所 国保ねんきん課

① 国民年金保険料の免除制度

② 出産育児一時金の支給



相談支援を実施しています。悩みや不安をご相談ください。

八代市役所健康推進課 電話:0965-33-5116